

## 平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）  |
| 2 | 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について     |
| 3 | 監査対象   | 都市整備部市街地整備・公園課（公園使用料） |
| 4 | 監査実施期間 | 平成30年2月2日             |
| 5 | 監査結果報告 | 平成30年3月30日            |

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【市街地整備・公園課】

<p>(1) 減免に係る事務手続について イ 規則において、使用料の減免を受けようとする者は申請書の提出により申請しなければならないと規定されているにもかかわらず、申請書を徴取していなかった。規則の規定に従い申請書を徴取すること。</p>	<p>【措置済】 平成30年 6月29日 使用料の減免に係る申請を受け付けるときには、規則に従い、申請者から申請書を徴取することとした。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

## 平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）  |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について     |
| 3 監査対象   | 都市整備部市街地整備・公園課（公園使用料） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日             |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日            |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【市街地整備・公園課】

<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 2日 事前調査終了後、減免する使用料の算定式及び金額、減免事由に該当する旨を起案文書に明瞭に記載するよう起案者に周知するとともに、上位職の者が回議段階で確認することを徹底した。</p>
<p>（1）減免基準の規定内容について 減免基準において、減免の対象となる者が誰なのか、どのような目的又は用法で利用したときに減免になるのか、不明確でわかりづらい部分がある。改めてその内容を見直し、実態に即した明確でわかりやすい減免基準とすること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 現行の公園使用料減免に係る運用基準では、公園の利用者及び使用態様に応じて免除又は5割減額と定めているが、どの基準に該当するか不明確な場合があるため、類似した内容のものを一つにまとめるなど、分かりやすい基準に改めるよう、検討を行っている。</p>
	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 公園使用料減免に係る運用基準について、減免の対象者や利用目的又は用法において類似したものがあつたため、減免の実態を踏まえたうえで、それらを一つにまとめるなどして、分かりやすい内容に改めた。</p>